

- ✓ 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第64条第2項の規定※により、以下の事項に関する政令の制定又は改正に当たっては、消費経済審議会への諮問が必要

※未施行部分(下線部)については、令和3年改正法の附則第2条第1項の規定

【諮問事項】

(1) 契約書面等の電子化に係る規定の新設

- ・ 法第4条第2項等に規定する承諾に関する手続

(2) 「電話勧誘販売」に関する規定の改正

- ・ 法第2条第3項に規定する電話をかけさせる方法として政令で定めるもの等

○特定商取引法

(消費者委員会及び消費経済審議会への諮問)

第六十四条 (略)

2 主務大臣は、第二条第一項第二号若しくは第三項、第四条第二項 (第五条第三項において読み替えて準用する場合を含む。)、第六条第四項、第十三条第二項、第十八条第二項 (第十九条第三項において読み替えて準用する場合を含む。)、第二十条第二項、第二十六条第五項第三号若しくは第七項第一号、第三十四条第四項、第三十七条第三項、第四十条の二第二項第四号、第四十一条第一項第一号 (金額に係るものに限る。)、第四十二条第四項、第四十九条第二項第一号若しくは第二号、第五十二条第三項、第五十五条第三項、第五十八条の七第二項 (第五十八条の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。)) 又は第六十六条第二項 (密接関係者の定めに係るものに限る。) の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、政令で定めるところにより、消費者委員会及び消費経済審議会に諮問しなければならない。

○消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律 (令和三年法律第七十二号) 附則

(特定商取引に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二条 特定商取引に関する法律第六十七条第一項第四号に定める主務大臣は、前条第三号に掲げる規定の施行の日 (以下この条及び次条において「第三号施行日」という。) 前においても第一条の規定 (同号イに掲げる改正規定に限る。) による改正後の特定商取引に関する法律 (以下この条において「新々特定商取引法」という。) 第四条第二項 (新々特定商取引法第五条第三項において読み替えて準用する場合を含む。)、第十八条第二項 (新々特定商取引法第十九条第三項において読み替えて準用する場合を含む。)、第二十条第二項、第三十七条第三項、第四十二条第四項、第五十五条第三項又は第五十八条の七第二項 (新々特定商取引法第五十八条の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。) の政令の制定の立案のために、新々特定商取引法第六十四条第二項の規定の例により、消費者委員会及び消費経済審議会に諮問することができる。

2~17 (略)

(1) 契約書面等の電子化に係る規定の新設

- ✓ 令和3年改正特商法のうち、公布(令和3年6月16日)後2年以内の施行分として残っていた、契約書面等の電子化に係る規定を特商法政令に新設
- ✓ 既に契約書面等の電子化を導入済みの他の政令に倣い、以下を規定
 - 消費者から電磁的方法による提供について承諾を得るに当たって、利用する電磁的方法の種類及び内容を示した上で、書面又は電子情報処理組織を使用する方法により承諾を得ること
 - 承諾の撤回及び再承諾
 - 事業者が電磁的方法により提供した書面記載事項が、消費者の使用する電子計算機に備えられたファイルに記録されたか及び閲覧に支障があるかの確認

○特定商取引法

(訪問販売における書面の交付)

第四条 販売業者又は役務提供事業者は、営業所等以外の場所において商品若しくは特定権利につき売買契約の申込みを受け、若しくは役務につき役務提供契約の申込みを受けたとき又は営業所等において特定顧客から商品若しくは特定権利につき売買契約の申込みを受け、若しくは役務につき役務提供契約の申込みを受けたときは、直ちに、主務省令で定めるところにより、次の事項についてその申込みの内容を記載した書面をその申込みをした者に交付しなければならない。ただし、その申込みを受けた際その売買契約又は役務提供契約を締結した場合においては、この限りでない。

一～六 (略)

2 販売業者又は役務提供事業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該申込みをした者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。以下同じ。)により提供することができる。この場合において、当該販売業者又は当該役務提供事業者は、当該書面を交付したものとみなす。

3 (略)

○特定商取引法施行令案

(法第四条第二項の規定による承諾に関する手続等)

第四条 法第四条第二項の規定による承諾は、販売業者又は役務提供事業者が、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る申込みをした者に対し同項の規定による電磁的方法による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該申込みをした者から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるもの(以下「書面等」という。)によつて得るものとする。

2 販売業者又は役務提供事業者は、前項の承諾を得た場合であつても、当該承諾に係る申込みをした者から書面等により法第四条第二項の規定による電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該申込みをした者から再び前項の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 販売業者又は役務提供事業者は、法第四条第三項に規定する事項を同項に規定する電磁的方法により申込みをした者に提供したときは、当該申込みをした者に対し、当該事項が当該申込みをした者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたか否か及び当該事項の閲覧に支障があるか否かを主務省令で定める方法により確認するものとする。

4 前三項の規定は、法第五条第三項において法第四条第二項及び第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前三項中「申込みをした者」とあるのは、「購入者又は役務の提供を受ける者」と読み替えるものとする。

(2)「電話勧誘販売」に関する規定の改正①

- ✓ 電話をかけさせる方法について、誘引する際の手段を政令で規定(限定列挙)
- ✓ 該当しない手段で誘引が行われた場合について、消費者被害の防止を図ることができないケースが存在

○特定商取引法第2条第3項

「販売業者又は役務提供事業者が、電話をかけ又は**政令**で定める方法により電話をかけさせ、その電話において行う売買契約又は役務提供契約の締結についての勧誘(以下「電話勧誘行為」という。)により、その相手方(以下「電話勧誘顧客」という。)から当該売買契約の申込みを郵便等により受け、若しくは電話勧誘顧客と当該売買契約を郵便等により締結して行う商品若しくは特定権利の販売又は電話勧誘顧客から当該役務提供契約の申込みを郵便等により受け、若しくは電話勧誘顧客と当該役務提供契約を郵便等により締結して行う役務の提供をいう。」

○特定商取引法施行令第2条第1号※

「**電話、郵便、信書便、電報、ファクシミリ装置を用いて送信する方法若しくは電磁的方法により、又はビラ若しくはパンフレットを配布して、当該売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに電話をかけることを要請すること。**」

※ なお、同条第2号は、電話をかけさせる方法として、他者より有利な条件で契約締結ができると告げて電話をかけることを要請することを規定している(いわゆる有利条件提示型)

現行法では・・・

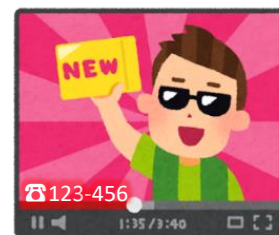


テレビコマercialによる誘引

テレビショッピングを見て電話で注文したら、テレビショッピングで紹介されていない別の商品も勧められて承諾。

新聞広告による誘引

新聞広告を見て電話で注文したら、広告には掲載されていない別の定期購入の商品も勧められて、併せて注文した。



ウェブサイト上の動画による誘引

無料動画配信サイトの広告から申し込み無料オンラインセミナーを受講したが、途中から男性社員との通話になり、執拗に勧誘を受け、広告には掲載されていない高額なセミナーの契約をしてしまった。

いずれの誘引手段も

注文の電話で広告にない商品を不意打ち的に勧誘された場合であっても **通信販売** となる 3

(2)「電話勧誘販売」に関する規定の改正②

✓ 事業者が消費者に電話をかけさせる方法について、誘引する際の手段として、新聞、雑誌その他の刊行物への掲載等を追加

○特定商取引法第2条第3項

「販売業者又は役務提供事業者が、電話をかけ又は政令で定める方法により電話をかけさせ、その電話において行う売買契約又は役務提供契約の締結についての勧誘（以下「電話勧誘行為」という。）により、その相手方（以下「電話勧誘顧客」という。）から当該売買契約の申込みを郵便等により受け、若しくは電話勧誘顧客と当該売買契約を郵便等により締結して行う商品若しくは特定権利の販売又は電話勧誘顧客から当該役務提供契約の申込みを郵便等により受け、若しくは電話勧誘顧客と当該役務提供契約を郵便等により締結して行う役務の提供をいう。」

○特定商取引法施行令第2条第1号※

「電話、郵便、信書便、電報、ファクシミリ装置を用いて送信する方法若しくは電磁的方法により、若しくはビラ若しくはパンフレットを配布し、又は広告を新聞、雑誌その他の刊行物に掲載し、若しくはラジオ放送、テレビジョン放送若しくはウェブページ等（インターネットを利用した情報の閲覧の用に供される電磁的記録で主務省令で定めるもの又はその集合物をいう。第十九条において同じ。）を利用して、当該売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに電話をかけることを要請すること。」

※ なお、同条第2号は、電話をかけさせる方法として、他者より有利な条件で契約締結ができると告げて電話をかけることを要請することを規定している（いわゆる有利条件提示型）

改正案では・・・



「テレビジョン放送」「ラジオ放送」による誘引

「新聞」「雑誌」「その他の刊行物」への掲載による誘引



「ウェブサイトを利用する方法」による誘引

いずれの誘引手段も

注文の電話で広告にない商品を不意打ち的に勧誘された場合 **電話勧誘販売** となる

(2)「電話勧誘販売」に関する規定の改正③

✓ 電話勧誘販売の適用除外にならない行為(電話をかけることを請求させる行為)についても、同様に手段を追加

○特定商取引法

(適用除外)

第二十六条

1～6 (略)

7 第十八条、第十九条及び第二十一条から前条までの規定は、次の電話勧誘販売については、適用しない。

一 売買契約若しくは役務提供契約の申込みをし又は売買契約若しくは役務提供契約を締結するために電話をかけることを請求した者(電話勧誘行為又は政令で定める行為によりこれを請求した者を除く。)に対して行う電話勧誘販売

二 (略)

8～10 (略)

○特定商取引法施行令案

(電話をかけることを請求させる行為)

第十九条 法第二十六条第七項第一号の政令で定める行為は、電話、郵便、信書便、電報、ファクシミリ装置を用いて送信する方法若しくは電磁的方法により、若しくはビラ若しくはパンフレットを配布し、又は**広告を新聞、雑誌その他の刊行物に掲載し、若しくはラジオ放送、テレビジョン放送若しくはウェブページ等を利用して**、当該電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに電話をかけることを請求させる行為とする。